

職員の分限処分について

暴行の罪で起訴された職員に対し、令和6年8月23日付で以下のとおり分限処分を行いました。

1 被処分者

岡山市水道局 配水部 主任級職員 30代 男性

2 処分内容

休職 期間は当該刑事事件が裁判所に係属する間

3 事案の概要

当該職員は、令和6年5月30日(木)午前7時30分頃、岡山市内を走行中の電車内において、10代女性の腕をつかんで引っ張る暴行を加えた罪で、令和6年8月16日に起訴されました。

4 処分理由

地方公務員法第28条第2項第2号の規定による休職

【参考】

○ 地方公務員法(抜粋)

(降任、免職、休職等)

第28条(省略)

2 職員が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その意に反して、これを休職することができる。

(1) 心身の故障のため、長期の休養を要する場合

(2) 刑事事件に関し起訴された場合

3 ~ 4 (省略)

【問い合わせ先】

岡山市水道局総務部企画総務課

直通:086-234-5906

担当:江本